放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律案（閣法第六二号）
株式会社海外需要開拓支援機構法案（閣法第三二号）
また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。
総合特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

議案付託

五月二十八日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。
民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）（参第六号）　法務委員会に付託
また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　外交防衛委員会に付託
災害対策基本法等の一部を改正する法律案（閣法第五六号）　災害対策特別委員会に付託

質問主意書提出

五月二十八日議員から次の質問主意書が提出された。
大規模災害からの復興に関する法律案（閣法第五七号）
八ッ場ダム本体関連工事に関する質問主意書（大河原雅子提出）（第一〇七号）

答弁書受領

五月二十八日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員加賀谷健提出向精神薬の子どもへの投与に関する質問に対する答弁書（第一〇三号）

要求書受領

五月二十八日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（四月一日任期満了の篠塚英子の後任）
一宮なほみ

また、同日内閣から、左記の者を検査官に任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（五月十日定年退官の山浦久司の後任）
柳　麻理

また、同日内閣から、左記の者を預金保険機構理事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月七日任期満了による再任）　井上　美昭
（同日任期満了による再任）　小幡　浩之

また、同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十九日任期満了による再任）浜田健一郎
（同日任期満了の北原健児の後任）上田　良一
（同日任期満了の澤登久子の後任）宮田　亮平
（同日任期満了の竹中ナミの後任）美馬のゆり
（同日任期満了による再任）　室伏きみ子

また、同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（八月十四日任期満了による再任）品田　充儀
（六月三十日任期満了による再任）中嶋士元也

また、同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会公益委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月十四日任期満了による再任）森田　朗
（六月二十日任期満了の石津寿恵の後任）　野口　晴子

また、同日内閣から、左記の者を社会保険審査会委員に任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（六月二十二日任期満了による再任）　西島　幸夫

報告書受領

五月二十八日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくゴラン高原国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくハイチ国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

また、同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成二十四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成二十五年度交通安全施策に関する計画」についての報告を受領した。

報告書提出

五月二十八日委員長から次の報告書を提出した。
東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律案（閣法第六八号）審査報告書
道路法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）審査報告書
港湾法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）審査報告書

国立国会図書館規程第一号

○国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程を次のように定める。

平成二十五年五月三十日

国立国会図書館長　大滝　則忠

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

（オンライン資料）

第一条　国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。）とする。

一　公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード（特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二　文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの（目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。）

（提供の方法）

第二条　法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料（以下単に「オンライン資料」という。）を国立国会図書館に提供する方法は、次のいずれかの方法とする。

一　オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの（以下「メタデータ」という。）を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二　オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

（収集目的の達成に支障がない場合）

第三条　法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一　オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二　オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三　オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情なく消去されないと認められるものである場合

（法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続）

第四条　法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

（提供の免除）

第五条　オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。）附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。